時事新報

第千四百十二號

明治十九年十月廿一日　水曜日（甲寅）
舊丙戌九月廿四日
日出午前六時十二分　日入午後五時十七分
月出午前一時十五分　月入午後
滿潮午前十時四十五分　午後十一時十九分
（西暦一千八百八十六年）

時事新報定價（明治十九年十月一日改正）
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ本文定價ノ外ニ一箇月廿六錢ノ發送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	十錢	八錢	七錢二厘	六錢八厘
自十一行至三十行	九錢	七錢	六錢三厘	五錢九厘五毛
三十一行以上	八錢	六錢五厘	五錢八厘五毛	五錢五厘

時事新報

整理公債の景氣は如何

整理公債條例が公布みありしより世間の人は唯驚くのみよして容易に說を作すことさへ出來ざる此公債證書は五分利付五箇年据置き向五十箇年間に償還とあり今度政府よりいよ〳〵之を賣出すみ付き價は如何なるものならん先度海軍公債の例もあきば先づ百圓と呼出し人民の之み應ずる者は百圓以上にも申込む者多くまで大藏大臣は應募價格の高きものより順次み證書を渡し詰る處五分利の公債證書が百三圓にも百五圓にも賣れるあと云ふんと云ふ者あれば又一方の反對說み海軍公債の如きは僅に千何百萬圓の高なれども今度は一億何千萬とあり如何に日本人が公債證書に熱くあるとも五分利の公債を限りもあく百圓以上に買込むみとはなかるべまし仮令へ買込む心あるも急がぬみとなれば百圓以下み下る時節を待つ可し且商賣の有樣不景氣ありと云ふも今年は去年よりも少まく活潑なる摸樣も現はれたることあれば資本と運轉して年に五分ばかりの利を見るは左まで難き仕事み非ず本來日本は東洋の一國、資本少なくして貧乏人の多き國柄あれば金の利息が五分六分なぞとは大間違ひの話にして早晩一度は日本の本色を現はしてれ定まりれ年一割か一割二分の本座に立直るの日ある可まし此時に至れば公債證書の價も先年の例に從ひ七分利は八十圓、六分利は七十圓、五分利は六十圓の邊に往來して都ての釣合宜まかる可し左れば今まの五分利の公債と百圓みて買ふとれは仮令へ目先きの利子は五分にて我慢そるも日本國の商況回復すると共み百圓の價面が實價六十圓內外れ實買と爲りて元金の百に付き四十の損亡を致し此上もあき危なきことなれば今度の整理公債は百圓に買ふ者あきのみあらず少しく十露盤の考あらん商人等は百圓以下九十圓の時節を待ち又八十圓七十圓より遂に六十圓にまでも下落するものと覺悟して賣買の底意に何時も弱氣と含ミ甚だしく決定またる者は仮令へ所有の資金れ無利息にて庫の中に眠るも苦しからず百に四十の危險と冒さんよりも寧ろ[illegible]を待つに若かずとて頑固に固まるものあれば[illegible]ある投機商は兼て覺悟したる公債證書下落の運命あるを近きに在れ限月の前賣り忘る可らずとて賣玉の[illegible]下落の坂を下る者もある可し云々と辨ずれども[illegible]論者は之に服せず十年の經濟論は十年に行はるゝも一年の損得は一年の勝負み在り日本公債證書の價も下落の後はイザ知らず今度政府が六分以上の公債を償還して五分利付と出そに此五分が好ましからずとて買ふことあからんとそるも國立銀行の抵當は公債證書あらざるを得ず其他備荒貯蓄又は御用達商人又は例の低利拜借人の如き必ず公債證書を所有し又その筋へ納るとの要用ありて其全額を計算したら凡そ四五千萬圓みも上る可し此四五千萬は公債の相場の高低み論あく從前の六分利以上の者が引上げらるれば其身代りとして今度の整理公債を用ひざるを得ず又政府が五分利の公債を募集して六分利以上れものを償還するみ其順序と逆みし國庫に有合の金を以て先づ償還の事を行ひ例へば今一千萬乃至二千萬圓の金と以て一時み六分利以上の證書と引上げて其持主に現金を抱かしめ用法み當惑まて思案の最中み整理公債證書の募集總額價格應募申込日限應募金拂込度數等は疾く既に大藏大臣より告示し一年五分の利子は目の前に明あり汝の持餘したる金を金箱に幽閉せんか、片々たる反故あり謹で募集に應せんか、百の母は以て五の子と產む可し去就如何と問はれて何と答ふ可きや出產の利子五の數れ多きみあらざれども十と產み十二を得るが如きは當節柄敢て望む所みあらざれバ泣々五を以て滿足せん左る代りには家計を取縮めて節儉の趣意を守り冠婚葬祭都て省略まて歲出を從前の半みすれば即ち歲入の半と補ふの姿ありとて應募者の盛あるは海軍公債の時に異あることなる可し且天下の時勢を見ても方今富豪の家と稱するものにて其家の金權と握る者は如何ある人物あるやと尋るみ五十以上壽命を以て云へば下坂の故老にして今日の商賣社會には因より適す可らずと雖ども其氣力は至極確にして天保時代の剛鐵は磨すれども消せず乳臭の倅共が從容として樣々の新工風を献言すきども一として新奇ならざるはあし一として不安心ならざるはなし文明開化流の商法は公債證書の安全あるに若かず拙者共も數年前この公債さへ何且危險ありと認めて只管ことを忌ミ嫌ふたるもれなり今日に至りて漸く其確實なる性質を合點して始めて其旨味を賞め得たる其佳境み居ながら何とまて他に見替へる可けんや且我身が親の家を相續して三四十年來營業辛苦れ跡を顧るに限りあきの浮沈成敗を差引勘定すきば家の資本は增長甚だ鈍くして迚も無疵の五分利に當らざりしと發明したり然るみ今みの整理公債證書は向五十箇年の間何一つの苦勞なくして五分の利は間違ひあることなし云はゞ商賣奔走の骨折を政府に讓渡して只利益のみを此方み占るものあれば二念なく之を買ふ可し云々は正み今日世間富豪家の內情あきば今度の公債發行仮令一億にても二億みても家々の故老輩が金權と握るの間は其募集み應ずる者際限ある可らずと云ふ

以上の兩說何れか是にして何れか非あるは我輩れ容易に判斷し能はざる所なれども世の經濟論者の見込は今日先づ此二つに分きたるが如くあるが故に記して以て讀者の參考に供し其いづきか中ると中らざるとも遠からず實際み於て之を見る可し但し今度整理公債の募集に就ても我輩は聊か鄙見の金滿家み向て所望なきに非ざれば之を次の紙面に記せんとす

雜報

○朝鮮在留日誌　第十七

井上角五郎

九月十七日、この日郵船會社汽船肥後丸便の本國書信及び新聞紙は京城に着せり其中に朝鮮變報と題して記載せる者多く八月下旬より各社新聞紙にみあまれあり抑も該事件は勢道一人と別入侍四人と互に軋轢せしと支那公使が傍はらより恫喝して一と助け一を落したるまでなれば支那政府は關知せぬとなり仮令へ關知せしも其恫喝を默許せしのみあきばすでに恫喝と云ふと分明あらし曉は朝鮮政府も徒らに玩弄せられしを悔ゆるまでなり支那も露國もこれがために大利害あるとあし余はこの事件の起りし翌日は前條の道理を承知せしに付き惟だ袁世凱の惡戯毎度あがら惡むべしと歎息せしのみにて左まで注意もせざりしみ日本公使は態々英人所有の汽船を備ふて對馬に遣はして本國政府へ電報をかけ剩さへ政府も其後に書記官杉村濬氏と此地に派遣せられあり

さて日本公使が政府への報告は如何ありしかは知らざれども各社新聞紙みは左の誤說を載せり曰く米國軍艦よりは該國公使館護衛のため兵士四十人を仁川より京城に送きり（これは艦長が兵士二十八人を率ひて仁川より一夜逗留にて京城に往還せしを誤傳したるあらんか）曰く支那は問情使と送れり曰く支那商人体のもの百餘名京城に入れり曰く暴民各國公使館に瓦礫を投せり以上三條はみあ根も葉もあき誤傳み過ぎず又袁世凱が領議政を捕へたると云へるも亦た大誤あり某新聞の如きは左右議政及び大臣二人と黜けたりとあり當時左右議政は缺け且つ別に大臣ある者はこの國みはならざるあり若し此事件が各社新聞紙の報道の如くにして且つ果して淸韓三國に關係し支那も異み兵士を朝鮮に出せしあらば日本は地理學上より云ふも政治學上より見るも特に昨年の天津條約もあるとあれば宜しく果斷の處置ある可き筈みて杉村氏一人の派遣とナト外交と敵重せざるの所爲と思はるれども又た此事件の實際を考へあバ日本公使も日本政府もそあ影や音に驚きたるが如し昨冬栗野書記官が自由黨事件の時態々新東京丸み乘まて仁川に來り卽日京城に入り在留商民と或は拘留し或は取調べたると一對あらん余は京城に在留し殊み公使館外に一人住居あれど此等の訛傳日本に達する毎に親戚朋友は心配すると一方ならずはや既に亂石の下に横死せしが如く思ふて歎き悲ふる由余は一度の訛傳ごとみ其訛傳ありまとと辨明するの書信と二三十通も書くとあり現みその認め最中あり余一身より云ふも成る丈け訛傳あきと望むあり

されども他年一日必らず各國がこの地み一大爭奪と生ずることは豫し期して俟つべきとあきば何卒その時に至りては精密に報道致まし度且つその報道を世人が公使又は新聞記者の烽火と見做して應兵せざるとなき樣に心掛け度懇々記してその局み在る人々の注意を乞ふと云

近日氣候俄かみ寒く折角重襲せまを再び單衣に復する程にて正午は華氏寒暖計八十五度を常とし晴天打ちつゞくと數日ありしが二十日み至り亦た秋冷とあり朝夕は袷衣と襦袢みてやゝ寒き程あり

二十一日大同會社々員英人 Duncan 氏は來り余を訪へり該會社は卽ち火輪會社みて日本より汽船大登利丸を買ひ來り夙に朝鮮近海を航せる積りにて朝鮮人を社長にあしくその許可を外衙門に請ひたきども當時の署理督辨徐相雨氏はこれを背んぜず偶々京城み支那兵來攻の虛說あり日本公使は本國へ通信の爲め該船を傭ひ仁川領事館付き書記生久水三郞氏を載せ對州嚴原に遣れし所用すてみ濟みて仁川に歸りし後ち督辨金允植氏は航海免狀を與へしにつき日前仁川より漢江を溯りて麻浦に至り又ゝ明後日れ麻浦より仁川に歸り更らみ對州み赴かて常に三處間と往復する由あり氏は日本公使に傭はれて對馬まで該船を送りたる事情を話し毎月日本公使より百圓づつの傭ひ料を受け取りしは意外の幸福なりしと語たれりみの日雨降り氣候益々寒し一日みまて亦た晴る

二十二日外衙門英語教師 Halifax 氏は本日出立支那天津み赴けり京城釜山兩地間の電線事務みつき支那政府へ相談のためなりと云ふ異偶は辨し難しされども此一事より云ふも該電線に付きては支那政府より成る丈け干涉するの樣子あるを證明すべし此日世昌洋行汽船ヒーバー號便の本國新聞紙に接着せり

日本領事館及び百田熊吉氏方にて郵便切手の賣下をあ

すに昨年來毎日
手の賣下は二十
信に又五六圓は
者少あからざれ
用すると十餘圓
の不在にて常に
して信あらしゆ
〳〵使用をるは郵
做ま每人が平均
り外國に在留
度の郵便にて
日本及び外國と
三周間に兩度み
附する者馬に
て公使領事兩館
其餘の二分一
てたる者は其餘
も足らず而の
すや

二十三日晴天
明治十五及び
六日日本郵船會
小川實氏と水
れ牧畜みも長
と一覽せり、
父會葬のみ先
省そる由博文
けり又た近日
京城仁川兩地
ちは路人に稅

○新刊書　小
い露國陸軍參
未來の運命を
たるものみて
まて妙と呼ば
たらざるを得
と惹くの今日
るべからざる
張町の日報社
會未來記は氏
書出したるも
の情と寄せふ
日本橋區新大
氏譯經國策一
り原書はせ
ハリー氏れ著
國の君たり志
り見れば因よ
價て可あり○
て寸鐵人を殺
廿五錢）は高
るまの書は前
英京倫敦み訪
るゝ事み及び
大み喜びこの
り越しさるを
序に明あり東
○芝區西久保
吉二氏の譯述
發兌みあれり
は日本橋久松
英吉利法律學
み訂正を加へ
書み基たれ
らずといふ○
宗棠恭親王等
係るものあり
つ）は岡村政
て發賣す縱橫
木建物禽獸人
したるものに

At evening
なまけ者は夜